

東大阪市健康経営事業所認定基準

区分	項目	評価基準			評価のポイント	
		50人以上	10人以上 50人未満	10人未満		
1つ星	1. 健康経営宣言	必須			いずれかの方法で明文化しており、明文化の内容が従業員の「安全」や「幸せ」等のみの表現ではなく具体的である。明文化がわかる資料を添付。	
2つ星	1つ星の基準を満たし、さらに「2. 健康経営推進体制」「3. 従業員の健康課題の把握と具体的な取組」のそれぞれで基準を満たすことが必要					
	2. 健康経営推進体制	1) 健康づくり担当者	必須			・健康経営を事業所として検討し進めていける体制づくりを行っているか ・外部の資源等を活用し、従業員の健康づくりに役立てようとしているか
		2) 組織としての位置づけ	必須			
		3) 保険者との連携	2項目以上該当			
		4) 外部の専門家等の活用				
		5) がん検診・歯科健診の勧奨				
		6) 従業員への健康情報の提供				
	3. 従業員の健康課題の把握と具体的な取組	1) 定期事業所健診受診率の把握	必須			・事業所の健康関連の現状を、個人のみでなく経営者や担当部門など事業所全体で把握しているか ・健康課題が把握できていなければ1つ星となる ・把握した健康課題に対して、事業所の特性を踏まえて具体的な取組がなされているか
		2) 特定健診受診率の把握	2項目以上該当		1項目以上該当	
		3) 要指導・要医療率の把握				
		4) ストレスチェックからのストレス状況の把握				
		5) 健康課題の把握	必須			・重点的取組には、健康課題とその健康課題に取組んだ理由、具体的な取組内容が記入できていること
		6) 健康づくりの取組	必須			
7) 重点的取組		必須				
3つ星	2つ星の基準を満たし、さらに「4. 健康経営に関する認定や表彰の状況」、または「5. 取組の評価と次の取組への反映」のそれぞれで基準を満たすことが必要					
	4. 認定表彰	1) 国などの認定制度・表彰制度の受賞歴	該当があれば3つ星認定			・国などの認定制度等に該当なしの場合は、「5. 取組の評価～」の全てに該当すれば認定 ・取組の振返りを健診結果等データ等で客観的に評価しているか ・データや生活習慣の状態の改善をめざし、継続性のある取組が考えられているか ・評価の結果を次の取組に具体的に反映させているか
	5. 取組の評価と次の取組への反映	1) 取組内容の振返り	必須			
		2) 取組による従業員の変化の把握	必須			
		3) 取組前後でのデータの変化の把握	必須			
		4) 改善項目の分析	必須			
		5) 改善しなかった項目の分析	必須			
6) 振返りを踏まえての取組修正、新たな取組		必須				